

事務連絡
令和3年11月10日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う介護保険施設等に対する指導
及び老人福祉施設に対する監査について

介護保険制度の適正な事業運営につきましては、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、介護保険施設等に対する実地指導及び集団指導の実施については、感染予防対策を講じながら介護サービスの提供を継続している介護保険施設等及びその法人の状況等を踏まえ、実施時期を遅らせるなど特段の配慮をお願いしてきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、定期的を実施している介護保険施設等に対する指導及び老人福祉施設に対する監査について、地方分権改革に関する提案事項として、地方公共団体より、実地によらず実施が可能となるようにとの要望を受けたことから、下記の通りその取扱を整理したのでお知らせします。

また、都道府県におかれましては、管内の市町村（政令指定都市及び中核市は除く）に対して周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

1 介護保険施設等に対する指導

(1) 集団指導

「介護保険施設等の指導監督について（平成18年10月23日付老発第1023001号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）」の別添1「介護保険施設等指導指針（以下「指導指針」という。）」において、サービス事業者等に対して、一定の場所に集めて講習等の方法で実施すると示しているが、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の一環として、オンライン等を活用して動画の配信を行うなど柔軟な対応により実施して差し支えない。

(2) 実地指導

指導指針において、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において、別に定める実地指導に関するマニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で実施すると示しており、本来は実地による実施を求めているところではあるが、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の一環として、施設・設備や利用者の状況以外の実地でなくても確認できる内容については、オンライン等を活用して実施して差し支えない。

2 老人福祉施設に対する監査

「老人福祉施設に係る指導監査について(平成12年5月12日付老発第481号厚生省老人保健福祉局長通知) 別添「老人福祉施設指導監査指針」において、一般監査は、原則として毎年1回は、実地に行くことと示しており、本来は実地による実施を求めているところではあるが、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の一環として、施設・設備や利用者の状況以外の実地でなくても確認できる内容については、オンライン等を活用して実施して差し支えない

3 留意点

オンライン等を活用して指導等を実施する場合においても、感染予防対策を講じながら介護サービスを継続している介護保険施設等の状況や、地域における感染状況等を十分に踏まえ、実施時期を調整するなど配慮し、介護保険施設等の過度の負担とならないよう、十分に留意されたい。